

宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議（令和４年度第２回）
議事次第

1 日 時 令和４年１１月８日（火）１０：００～１２：００

2 場 所 文部科学省旧庁舎６階第２講堂（又はオンライン）

3 議 題

（１）宗教法人法第７８条の２に規定する報告徴収・質問権の行使について

4 資 料

資料１ 宗教法人法第７８条の２に基づく報告徴収・質問権の行使について（案）

参考資料一式

- ・参考資料１ 宗務行政について
- ・参考資料２-１ 平成７年の宗教法人法改正の背景・概要等
- ・参考資料２-２ 宗教法人制度の改正について（報告）（抄）
（平成７年９月２９日文部大臣あて宗教法人審議会報告）
- ・参考資料２-３ 宗教法人法の一部を改正する法律（平成７年法律第１３４号）の
施行について（抄）（平成８年９月２日付庁文宗第１３７号）
- ・参考資料２-４ 宗教法人法第７８条の２に関する考え方について
（平成７年法改正時の国会議事録（抜粋））

宗教法人法第 78 条の 2 に基づく
報告徴収・質問権の行使について
(案)

令和 4 年 11 月 8 日

宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議

目次

第1	宗教法人制度の基本的な枠組みについて	1
第2	報告徴収・質問権を行使する際の一般的な基準について	3
第3	おわりに	5

第1 宗教法人制度の基本的な枠組みについて

- 宗教法人法は、憲法に定める信教の自由や政教分離の原則に従い、所轄庁の権限行使に関して、「この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由（信教の自由）に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない」（第1条第2項）、「この法律のいかなる規定も、文部科学大臣、都道府県知事及び裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても（…）干渉する権限を与えるものと解釈してはならない」（第85条）と定めるなど、抑制的であることを求めている。

- そのため、一定の宗教団体に対して宗教法人格を附与する手続きに関する法律である宗教法人法（以下「法」）は、所轄庁の権限については、
 - ① 規則、規則の変更の認証（法第14条、28条）
 - ② 報告徴収・質問（法第78条の2）
 - ③ 公益事業以外の事業の停止命令（法第79条）
 - ④ 認証の取消し（法第80条）
 - ⑤ 解散命令の請求（法第81条）に限定し、所轄庁に対して一般的・抽象的な調査権や監督権・命令権を与えていない。

- そのうち、②の報告徴収・質問権は平成7年の宗教法人法改正において創設されたもので、宗教法人法に定める収益事業の停止命令（同法第79条）、認証の取消（同法第80条）及び解散命令（同法第81条）に該当するような事態について疑いがある場合、所轄庁が権限を適正に行使するその判断の基礎となる客観的な資料を把握するために規定されているものである。

具体的には、宗教法人法の施行に必要な限度において、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関することに対象が限定され、あらかじめ宗教法人審議会（宗教家及び宗教に関する学識経験者で構成）の意見を聞き、宗教法人の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることのないように留意すること、犯罪捜査のために認められたも

のと解釈してはならないことが法律上定められている。

- 宗教法人法に定める解散命令については、該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人又は検察官の請求により又は職権で裁判所が命じることができることとなっている（同法第81条）。

この解散命令事由のうち、第81条第1項第1号及び第2号前段以外の事由（1年以上にわたって宗教団体の目的のための行為をしていない（同項第2号後段）、2年以上礼拝の施設が滅失（同項第3号）、1年以上にわたって代表役員等を欠いている（同項第4号）等）は、客観的な事実に基づいて判断することができるが、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」（同項第1号）、「第2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」（同項第2号前段）については、どのような事実があればこれらの事由に該当するかについては、個別具体的な事例を踏まえて判断されるものと考えられる。

- 平成7年に創設され、これまで一度も行使されることのなかった報告徴収・質問権を同法第81条第1項第1号及び第2号前段の事由に該当する疑いがあると認めて行使に当たっては、宗教法人法の趣旨を踏まえて権限を適正に行行使するため、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」や「第2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当する疑いがあると判断するための一般的な基準を設けることが必要であり、宗教法人法に基づき宗務行政に関して意見を聴取する宗教法人審議会の委員で構成される宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議として、以下のとおり取りまとめた。

第2 報告徴収・質問権を行使する際の一般的な基準

- 所轄庁である文部科学大臣としては、個別の宗教法人について解散命令請求を検討するに当たっては、報告徴収・質問権を行使して把握した事実関係等を踏まえ、その個別事案に応じて、行為の組織性、悪質性、継続性等が認められるか否かを判断していくこととなる。

報告徴収・質問権を行使するに当たって、所轄庁が宗教法人法に定める解散命令事由に該当するような事態についての「疑い」があると判断するためには、行為の組織性、悪質性、継続性等を把握する上で、その端緒となる事実がなければならない。その判断は、以下のとおり行うことが妥当である。

- 1 「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」について疑いがある場合（法第81条第1項第1号関係）

- 「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」について「疑い」があるか否かの判断については、以下（1）及び（2）により行うことが妥当である。

（1）「疑い」を判断する根拠

「疑い」とは様々な水準のものが想定されるが、風評等によらず、客観的な資料、根拠に基づいて判断することが相当である。

したがって、風評や一方当事者の言い分のみで判断するのではなく

- ・ 公的機関において当該法人に属する者による法令違反や当該法人の法的責任を認める判断があること
- ・ 公的機関に対し、当該法人に属する者による法令違反に関する情報が寄せられており、それらに具体的な資料か根拠があると認められるものが含まれていること
- ・ それらと同様に疑いを認めるだけの客観的な資料、根拠があることのいずれかに該当する場合に「疑い」を判断することが妥当である。

（2）「著しく公共の福祉を害する」という要件との関連性

「著しく公共の福祉を害する」という要件に該当する「疑い」も必要であることから、偶発性の法令違反や、一回性の法令違反により直ちに「疑い」があるとする事は相当ではない。

そのため、

- ・ 当該法人に属する者による同様の行為が相当数繰り返されている
- ・ 当該法人に属する者の行為による被害が重大である

など、法令違反による広範な被害や重大な影響が生じている「疑い」があると認められることが必要である。

2 「第2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」について「疑い」がある場合（法第81条第1項第2号前段）

- 「第2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」について「疑い」があるか否かの判断については、宗教法人法第78条の2第4項の規定の趣旨に特に留意して、以下（1）及び（2）により行うことが妥当である。

（1）「疑い」を判断する根拠

この疑いについても、客観的な資料によることとし、一方当事者からの申告のみによるのではなく、客観的な資料、根拠により「疑い」があると判断することが妥当である。

（2）「著しく逸脱した行為」という要件との関連性

「著しく逸脱した行為」という規定になっていることから、目的の範囲を超えた行為があったとしても、その行為により直ちに要件に該当するわけではなく、その程度が問題となる。

そのため、「著しく逸脱」したもののか否かの判断は、

- ・ 目的の範囲を超えた行為による結果、影響の内容及び程度
- ・ 目的の範囲を超えた行為を行った動機・理由
- ・ 同様の目的の範囲外の行為の反復性、継続性の程度

などを総合的に判断することとなる。

したがって、このような観点で、「著しく逸脱」したものである「疑い」があると認められることが必要である。

第3 おわりに

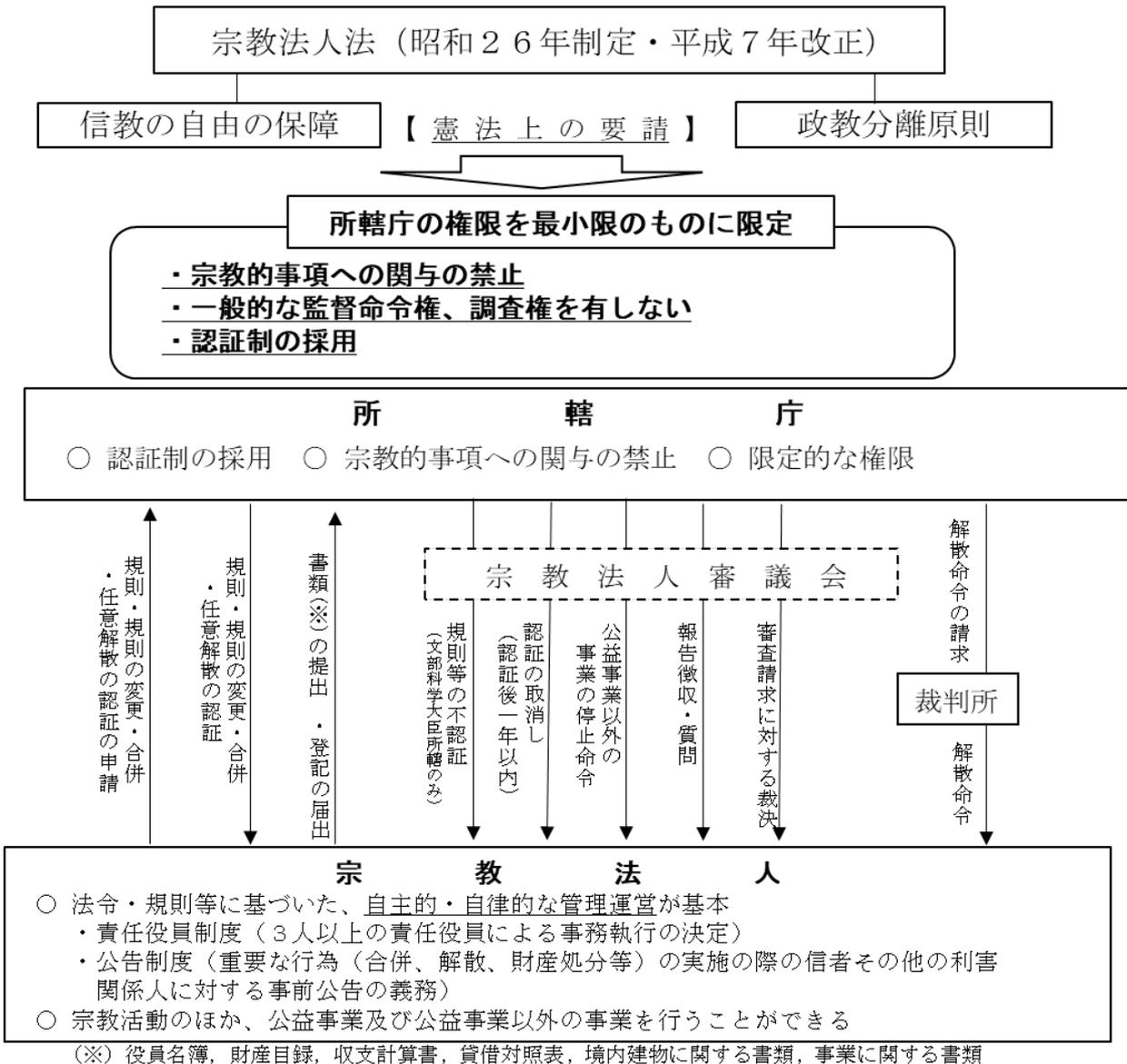
所轄庁である文部科学大臣が、報告徴収・質問権を行使するか否か判断する際には、本基準に即し、法の趣旨を踏まえ、法が定めるプロセスと、当該事案の事実に基づいて、厳正に対応することを求めたい。

宗務行政について

<概要>

宗教法人法は、憲法の定める信教の自由と政教分離の原則を基本とし、宗教団体に法人格を与えることで、宗教団体が自由で自主的な活動をするための基礎を確保することを目的としており、宗教法人の規制、取締りを目的としたものではない。

このため、所轄庁は宗教団体の宗教上の事項について、いかなる形においても関与することが禁止され、一般的な監督命令権、調査権を有しておらず、宗教法人の設立や規則の変更については認証制を採用している。



所轄庁	包括宗教法人	単位宗教法人	合計
文部科学大臣	371	776	1,147
都道府県知事	26	179,371	179,397
合計	397	180,147	180,544

(令和2年12月31日現在、『宗教年鑑 令和3年版』より)

包括宗教法人：宗派、教派、教団等、単位宗教法人を傘下に持つ法人

単位宗教法人：神社、寺院、教会等、礼拝施設を備える法人

★複数の都道府県内に境内建物を備える宗教法人の所轄庁は文部科学大臣

宗教法人に対する所轄庁の権限について

1. 報告徴収・質問（法第78条の2） ※平成7年改正により追加

宗教法人について、下記2.～4.の権限行使の事由に該当する疑いがある場合に限り、所轄庁は、宗教法人審議会に諮った上で、これらの権限を適正に行行使するための判断の基礎となる客観的な資料を得るために、その宗教法人から報告を求め、又はその宗教法人の代表役員など関係者に質問を行うことができる。

また、宗教法人の宗教上の特性および慣習を尊重し、信教の自由を妨げないよう特に留意しなければならないこと、この権限が犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないことが定められている。

※ 施設への立ち入りには同意が必要

2. 公益事業以外の事業の停止命令（法第79条）

宗教法人が、公益事業以外の事業（収益事業）を法人の目的に反して実施したり、その事業による収益を、当該宗教法人や関係する宗教法人等以外に使用している場合、所轄庁は、1年以内の期間に限り、その事業の停止を命じることができる。

3. 認証の取消し（法第80条）

所轄庁は、設立を認証した宗教法人が宗教団体でないことが判明した場合、認証書を交付してから1年以内に限り、宗教法人審議会の意見を聞いた上で、当該認証を取り消すことができる。（※1年を過ぎて判明した場合は、解散命令請求の対象。）

4. 解散命令の請求（法第81条）

裁判所は、宗教法人が以下の事由に該当すると認めるときは、所轄庁・検察官・利害関係人の請求により又は職権で解散を命ずることができる（4頁参照）。

【宗教法人の解散命令を行い得る事由】

- a 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと
- b 宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたか、1年以上目的のための行為をしないこと
- c 礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのに2年以上その施設を備えないこと
- d 1年以上にわたり代表役員及びその代務者を欠いていること。

※ 所轄庁（法第5条）

- ① 複数の都道府県で活動する宗教法人 → 文部科学大臣
- ② 1都道府県のみで活動する宗教法人 → 都道府県知事

(参照条文) 宗教法人法 (昭和 26 年法律第 126 号) 抄

(この法律の目的)

第一条 この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。

2 憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。

(宗教団体の定義)

第二条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

- 一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
- 二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

(所轄庁)

第五条 宗教法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

2 次に掲げる宗教法人にあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、文部科学大臣とする。

- 一 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人
- 二 前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であつて同号に掲げる宗教法人を包括するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人

(公益事業その他の事業)

第六条 宗教法人は、公益事業を行うことができる。

2 宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該宗教法人、当該宗教法人を包括する宗教団体又は当該宗教法人が援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならない。

(報告及び質問)

第七十八条の二 所轄庁は、宗教法人について次の各号の一に該当する疑いがあると認めるときは、この法律を施行するため必要な限度において、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関し、当該宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に対し質問させることができる。この場合において、当該職員が質問するために当該宗教法人の施設に立ち入るときは、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者の同意を得なければならない。

- 一 当該宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六条第二項の規定に違反する事実があること。
 - 二 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証をした場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていること。
 - 三 当該宗教法人について第八十一条第一項第一号から第四号までの一に該当する事由があること。
- 2 前項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させようとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部科学大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部科学大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聞かなければならない。
- 3 前項の場合においては、文部科学大臣は、報告を求め、又は当該職員に質問させる事項及び理由を宗教法人審議会に示して、その意見を聞かなければならない。
- 4 所轄庁は、第一項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させる場合には、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。
- 5 第一項の規定により質問する当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に提示しなければならない。
- 6 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公益事業以外の事業の停止命令)

- 第七十九条** 所轄庁は、宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六条第二項の規定に違反する事実があると認めるときは、当該宗教法人に対し、一年以内の期間を限りその事業の停止を命ずることができる。
- 2 前項の規定による事業の停止の命令は、その理由及び事業の停止を命ずる期間を附記した書面で当該宗教法人に通知してするものとする。
 - 3 所轄庁は、第一項の規定による事業の停止の命令に係る弁明の機会を付与するに当たっては、当該宗教法人が書面により弁明をすることを申し出たときを除き、口頭であることを認めなければならない。
 - 4 前条第二項の規定は、第一項の規定により事業の停止を命じようとする場合に準用する。

(認証の取消し)

- 第八十条** 所轄庁は、第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証をした場合において、当該認証に係る事案が第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したときは、当該認証に関する認証書を交付した日から一年以内に限り、当該認証を取り消すことができる。
- 2 前項の規定による認証の取消は、その理由を附記した書面で当該宗教法人に通知してするものとする。
 - 3 宗教法人について第一項の規定に該当する事由があることを知った者は、証拠を添えて、所轄庁に対し、その旨を通知することができる。
 - 4 第一項の規定による認証の取消しに係る聴聞の主宰者は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十条第三項の規定により当該宗教法人の代表者又は代理人が補佐人とともに出頭することを申し出たときは、これを許可しなければならない。ただし、当該聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、その補佐人の数を三人までに制限することができる。
 - 5 第七十八条の二第二項の規定は、第一項の規定による認証の取消しをしようとする場合に準用する。
 - 6 所轄庁は、第一項の規定による認証の取消しをしたときは、当該宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

(解散命令)

- 第八十一条** 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。
- 一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。
 - 二 第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたってその目的のための行為をしないこと。
 - 三 当該宗教法人が第二条第一号に掲げる宗教団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後二年以上にわたってその施設を備えないこと。
 - 四 一年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いていること。
 - 五 第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証に関する認証書を交付した日から一年を経過している場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したこと。

2～7 (略)

平成 7 年の宗教法人法改正の背景・概要等

① 改正の背景・目的

- 昭和 26 年の宗教法人法制定以来の社会状況や宗教法人の実態の変化に対応した宗教法人制度の適正な運用を図るため、所轄庁が責任を果たし、宗教法人が自治能力を向上できるよう、必要最小限度の規定の整備を行う。
- 信教の自由と政教分離の原則に則り、宗教団体の自由と自主性、責任と公共性の要請から組み立てられている宗教法人制度の基本は維持する。

② 改正の概要

(1) 所轄庁の一部変更

複数の都道府県内に境内建物を備える宗教法人の所轄庁を都道府県知事から文部科学大臣に変更。

(2) 所轄庁への書類の提出

役員名簿、財産目録等の事務所備付け書類の写しの所轄庁への提出を義務付け。

(3) 備付け書類の閲覧

信者その他の利害関係人から請求があった場合の事務所備付け書類の閲覧。

(4) 所轄庁の報告徴収及び質問

解散命令申立ての事由等に該当する疑いのある場合の、所轄庁による宗教法人に対する報告徴収、質問を規定（宗教法人審議会の意見を聞く。）。

③ 国会における賛否の状況

(審議経過)

平成 7 年 10 月 31 日	衆・本会議／趣旨説明・質疑
11 月 1 日	衆・宗教法人に関する特別委員会／提案理由説明
11 月 2 日	衆・宗教法人に関する特別委員会／質疑（ほか 5 日間）
11 月 10 日	衆・宗教法人に関する特別委員会／討論・採決
11 月 13 日	衆・本会議／討論・採決
11 月 22 日	参・本会議／趣旨説明・質疑
11 月 27 日	参・宗教法人に関する特別委員会／質疑（ほか 5 日間）
12 月 7 日	参・宗教法人に関する特別委員会／討論・採決
12 月 8 日	参・本会議／討論・採決

宗教法人制度の改正について（報告）（抄）

（平成七年九月二十九日 文部大臣あて 宗教法人審議会報告）

（略）

4 設立後の活動状況の把握の在り方

2 収益事業の停止命令、認証の取消し、解散命令の請求のための報告徴収及び質問

(1) 宗教法人法七十九条は所轄庁による収益事業の停止命令について、八十条は所轄庁による認証の取消しについて、八十一条は所轄庁等による解散命令の請求について規定しているが、これらの規定の事由に該当する疑いがある場合に、その事由の存否を確認する手段として、所轄庁に、宗教法人審議会の意見を聞いた上で、宗教法人に対し報告を求め、質問する権限を付与することが適当であると考えられる。

(2) 理由

① 宗教法人法七十九条、八十条、八十一条は、宗教法人が宗教団体の実体を欠いている場合又はその運営に著しい問題がある場合に、これに対処するための一定の権限を所轄庁に与えている。

宗教法人法の適正な運用を確保するためには、所轄庁がこのような権限を適切かつ慎重に行使することが必要であるが、現行法上はこれらの規定の事由に該当する疑いがある場合であっても、所轄庁においてそれを確認する法的手段が規定されていない。

このため、所轄庁が現行法上期待されている役割と責任を適切に果たすことが難しくなっている。

② 宗教法人をめぐる環境が複雑化し、宗教法人の活動も極めて多様化、複雑化している今日においては、問題のある宗教法人について

一定の事実を確認するためには、このような法的手段がなければ不十分であると考えられる。

(3) 所轄庁がこのような報告を求め、質問を行う場合は、宗教法人法七十九条、八十条、八十一条に定める事由が存在する疑いがあるという極めて限られた場合であり、報告を求め、質問を行う対象となる事項も、それらの事由の存否の確認のために必要なものに限られなければならない。

また、所轄庁が報告を求め、質問を行う場合には、宗教法人の宗教活動に干渉するようなことがあってはならない。

このため、所轄庁がそのような報告を求め、質問を行う場合には、事前に宗教法人審議会に対し、その事項や理由を示してその意見を聞かなければならないこととして、所轄庁による権限行使について慎重を期することとすることが必要であると考えられる。

なお、この報告を求め、質問することには、いわゆる立入検査を含むものではない。

(4) このように極めて限定して報告を求め、質問を行う権限を所轄庁に付与することは、所轄庁が現行法上期待されている役割と責任を果たすために必要最小限の法的手段であり、信教の自由及び政教分離の原則を侵害することにはならないと考えられる。

（略）

宗教法人法の一部を改正する法律（平成7年法律第134号）の施行
について（抄）（平成8年9月2日付庁文宗第137号）

① 各文部大臣所轄宗教法人代表役員宛通知

（略）

5. 所轄庁の報告徴収及び質問について

改正法によって、所轄庁が、宗教法人について、公益事業以外の事業の停止命令等を行うべき事由に該当する疑いがあると認めるときには、宗教法人審議会の意見を聞いた上で、当該宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役員など関係者に対し質問することができることとされたところであるが、その趣旨及び留意点は以下のとおりである。

- （1）この制度は、所轄庁が、公益事業以外の事業の停止命令、認証の取消し又は解散命令の請求の事由に該当する疑いがあると認めるときに、当該権限を適正に行行使するための判断の基礎となる客観的な資料を把握できるようにしたものである。
- （2）所轄庁が宗教法人に対して報告を求める場合は、書面をもって行うものとし、宗教法人審議会に諮問した事項とその意見を添付することとされている。
- （3）所轄庁の職員が宗教法人に対して質問をする場合は、当該職員の身分を示す証明書を携帯させるとともに、質問事項を書面で示し、かつ、宗教法人審議会に諮問した事項とその意見を添付することとされている。
なお、代表役員等当該宗教法人の関係者の同意がなければ、当該職員が質問するために当該宗教法人の施設に立ち入ることはできない。
- （4）宗教法人に対して報告を求め、質問を行おうとする場合には、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないよう特に留意しなければならないこととされている。
- （5）この制度は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととされている。
- （6）報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は所轄庁の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、1万円以下の過料に処せられる。

② 各都道府県知事宛通達

(略)

5. 所轄庁の報告徴収及び質問について

改正法によって、所轄庁が、宗教法人について、公益事業以外の事業の停止命令等を行うべき事由に該当する疑いがあると認めるときには、宗教法人審議会の意見を聞いた上で、当該宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役員など関係者に対し質問することができることとされたところであるが、その趣旨及び留意点は以下のとおりである。

- (1) この制度は、所轄庁が、公益事業以外の事業の停止命令、認証の取消し又は解散命令の請求の事由に該当する疑いがあると認めるときに、当該権限を適正に行行使するための判断の基礎となる客観的な資料を把握できるようにしたものである。
- (2) 宗教法人に対して報告を求め、質問を行おうとする場合には、法第25条第4項の規定により提出された書類の内容を精査するとともに、当該宗教法人の協力を得て不明な点を照会するなど、事前の情報収集に努めるべきである。
- (3) 宗教法人に対して報告を求め、質問を行おうとする場合には、その権限行使についての慎重を期する必要があるため、あらかじめ宗教法人審議会に諮問することとされており、宗教法人審議会に諮問する場合には、別紙の様式により、該当する事項及び理由を示して、文部大臣あて願い出る。
- (4) 宗教法人に対して報告を求める場合は、書面をもって行うものとし、宗教法人審議会に諮問した事項とその意見を添付する。
- (5) 宗教法人に対して貴職の職員に質問をさせる場合は、当該職員の身分を示す証明書を携帯させるとともに、質問事項を書面で示し、かつ、宗教法人審議会に諮問した事項とその意見を添付する。
なお、代表役員等当該宗教法人の関係者の同意がなければ、職員が質問するために当該宗教法人の施設に立ち入ることはできない。
- (6) 宗教法人に対して報告を求め、質問を行おうとする場合には、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないよう特に留意しなければならない。
- (7) この制度は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別紙一(1)

平成 年 月 日

文部大臣 殿

〇〇〇知事

〇 〇 〇 〇 印

宗教法人法第78条の2の規定に基づく報告徴収又は質問
に関する宗教法人審議会への諮問について

宗教法人法第78条の2の規定に基づき、別紙のとおり報告徴収（質問）
を行いたいので、宗教法人審議会への諮問をお願いします。

別紙一(2)

別紙

1. 報告徴収（質問）を行おうとする宗教法人名
2. 当該宗教法人の概要
3. 報告を求める事項（質問事項）及びその理由
4. 法第78条の2の要件を満たすと考えられる事実関係

宗教法人法第78条の2に関する考え方について
(平成7年法改正時の国会議事録(抜粋))

- 宗教法人法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容について………12
- 宗教法人法に報告徴収・質問権に関する規定を新設する趣旨について…14
- 報告徴収・質問権を行使するか否かの判断は誰が行うのか………16
- 宗教法人に対して所轄庁はどういう理由で調査するのか………17
- 質問・報告の範囲は決まっているのか………18

○ 宗教法人法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容について

○ 島村国務大臣

このたび、政府から提出いたしました宗教法人法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行宗教法人法は、宗教団体に法人格を与え、自由でかつ自主的な活動をするための物的基礎を確保することを目的とし、憲法に定められた信教の自由と政教分離の原則にのっとり、宗教法人の自由と自主性、責任と公共性という二つの要請を基本としてその体系が組み立てられております。このような宗教法人の制度の基本は維持すべきものであります。

しかしながら、宗教法人法が昭和二十六年に制定されて以来、今日に至るまでの社会状況や宗教法人の実態の変化にかんがみ、信教の自由と政教分離の原則を遵守しつつ、これらの変化に対応するための宗教法人法の最小限の見直しが必要となっており、宗教法人法を改正すべきとの世論も高まっているところであります。このような状況を背景に、宗教法人審議会から、去る九月二十九日に「宗教法人制度の改正について」の御報告をいただいたところであります。

今回、この宗教法人審議会の報告も踏まえ、所要の改正を行うため、この法律案を提出することとしたものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一は、所轄庁についてであります。

複数の都道府県で活動を行う宗教法人の所轄庁は文部大臣に改めることが適当と考えられることから、他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とすることとしております。

第二は、事務所備えつけ書類の見直しとその一部の写しの所轄庁への提出についてであります。

宗教法人の財産目録等の書類については、その事務所に備えつけることが現行宗教法人法においても義務づけられておりますが、今回、宗教法人が作成し、事務所に備えなければならない書類として収支計算書等を加えるとともに、これらの書類の写しを毎会計年度終了後四月以内に所轄庁に提出しなければならないとすることとしております。

なお、収益事業を行わない宗教法人で、一会計年度の収入の額が寡少であり文部大臣が宗教法人審議会の意見を聞いて定める額の範囲内であるものは、当分の間、収支計算書を作成しないことができることとしております。

第三は、信者その他の利害関係人による財産目録等の閲覧についてであります。

宗教法人は、信者その他の利害関係人であって、財産目録等の事務所備えつけ書類を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものではない者から請求があったときは、これを閲覧させなければならないこととしております。

第四は、宗教法人審議会の委員の増員であります。現行の宗教法人法で十五人以内とな

っております定員を二十人以内とすることといたしております。

第五は、所轄庁の報告徴収及び質問についてであります。

所轄庁は、宗教法人について、裁判所に対する解散命令の請求等を行うべき事由に該当する疑いがあると認めるときは、その業務等の管理運営に関する事項に関し、報告を求め、または職員に質問させることができることとしております。

なお、この場合においては、所轄庁は、報告を求め、または職員に質問させようとする
ことについて、あらかじめ宗教法人審議会に諮問し、その意見を聞かなければならないこ
ととしております。

このほか、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提出理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

(平成7年11月1日 衆・宗教法人等に関する特別委員会

宗教法人法の一部を改正する法律案の趣旨説明)

○ 宗教法人法に報告徴収・質問権に関する規定を新設する趣旨について

○小野（元）政府委員

お答え申し上げます。

現行の宗教法人法でございますが、収益事業の停止命令、七十九条でございます。認証の取り消し、八十条。それから解散命令請求、八十一条。この三つの事柄につきましては、所轄庁として停止命令を出すとか、あるいは取り消しを行うとか、かなりきちっとした権限が規定されておるわけでございます。

しかしながら、先ほど来大臣からも答弁申し上げておりますように、所轄庁がこういった事態に当該宗教法人が該当しておるといふ疑いを持っている場合であっても、現行法ではそれを確認する手段が規定されていないわけでございます。

そういったことがございまして、今回の法改正では、法七十九条、八十条、八十一条、こういった規定に定めます事由に該当する疑いがあるというふうを考える場合には、所轄庁といたしましては、宗教法人審議会の意見を聞いた上で、当該法人から報告を求めたり、あるいは質問することができるというふうに制度を設けたものでございます。

○島村国務大臣

すべて御存じの上での御質問でございますが、七十九条、八十条、八十一条、我々は、これらの規定に基づく対応をしようとするときに、事情が全くわからないということでは現実には何の責任も果たせないということになりますから、それについて、いわば宗教法人の自主的な御報告等について、特にその三条に触れる疑問があるときには報告を求め、そして質問権を行使する、こういうことでございますので、これは十分とは決して思いませんが、やはり信教の自由あるいは政教分離の原則を遵守し、かつ法を改正すると、今回はこういう改正でとりあえずきちっと法を改正することが大事である、こういうふうに理解したところであります。

（平成7年11月2日 衆・宗教法人等に関する特別委員会

与謝野馨議員（自民）への答弁）

○政府委員（小野元之君）

今回の法改正において質問権は少し必要がないのではないかという御質問でございますけれども、今回、法改正におきまして、七十九条、八十条、八十一条、これは特別な事例でございます、収益事業の停止命令や認証の取り消し、あるいは解散命令請求に該当するような事態についての疑いがある場合、特別な場合でございますけれども、こういった場合に所轄庁が権限を適正に行使するということが必要でございますので、その判断の基礎となる客観的な資料を把握する必要があるということでございます。

この場合に、具体的な事例として七十九条、八十条、八十一条、それぞれの場合でございますけれども、まず報告を求める。宗教法人から、そういった疑いがある場合に、報告を出してくださいということをお願いするわけでございます。ただ、その報告だけでは、権限をきちんと行使することができる判断として、基礎資料として不十分である場合も考えられるわけでございまして、一応報告をいただいて、それについていろいろ御質問をさせていただく。あるいは毎年出していただいております財務関係書類等に基づきましていろいろ御質問する。あるいは場合によっては宗教法人の方に出向いていろいろ御質問するという必要もあるわけでございまして、こういった規定をきちんとすることによって所轄庁がより権限をきちんと行うことができるというふうに考えているものでございます。

○国務大臣（島村宜伸君）

先ほどの重要な三つの特別な事例に疑いがあるような場合、あるいはそういうようなことに対して何か内容を把握する必要が出た場合に求めるのが報告の徴収であり、また質問であります、これはどちらを先にやると決まっているわけではございません。質問で済ますこともあれば、報告書をいただいて、それによって内容を把握できる場合には、それで解決する場合もあるわけでございます。

（平成7年11月27日 参・宗教法人等に関する特別委員会

関根則之議員（自民）への答弁）

○ 報告徴収・質問権を行使するか否かの判断は誰が行うのか

○政府委員（小野元之君）

これは所轄庁が判断するものだと考えております。

○政府委員（小野元之君）

この七十九条、八十条、八十一条、これらの事態というのは、通常の宗教法人がきちんと運営なさっている場合であれば七十九条、八十条、八十一条には該当されないというのが通常でございます。したがって、七十九条、八十条、八十一条は、特別の場合、収益事業の扱いがおかしいとかあるいは解散命令請求に該当している疑いがあるという場合でございますから、かなり問題がある場合というふうに考えざるを得ないと思うわけでございます。

そういう場合でございますけれども、一応この判断をいたしますのは所轄庁でございます、しかし所轄庁が恣意的に行うというのでは問題があるという考えもございましたので、宗教法人審議会の意見を聞くということで、宗教関係者も入っていらっしゃる審議会が公正な立場で御判断いただくということで、手続的にもそういった所轄庁が暴走することがないように保障しておく規定だというふうに理解をしております。

（平成7年11月29日 参・宗教法人等に関する特別委員会

山下栄一議員（公明）への答弁）

○小野（元）政府委員

お答え申し上げます。

こういった場合に所轄庁が報告を求める、あるいは質問をする、大変疑わしい場合にそのようにするわけでございますけれども、それは所轄庁限りでやるものではございませんで、あらかじめ宗教法人審議会に意見を聞いて、その上で報告を求めるなり質問をするということを行うわけでございます。

○小野（元）政府委員

宗教法人審議会に一応手続的にお諮りするわけございまして、恐らく宗教法人審議会も、所轄庁の方から、こういったことが疑わしい、そういう理由でこういう点について報告を求めますという具体的なお話をした上で審議会にもお諮りするということでございますから、そういった場合に、やるべきではないという御判断はそんなにはないと思われましても、一応宗教法人審議会の意見を聞くということでございますので、その点については、審議会の意見を尊重するというのが第一義的な立場だというふうに思います。

（平成7年11月2日 衆・宗教法人等に関する特別委員会

与謝野馨議員（自民）への答弁）

○ 宗教法人に対して所轄庁はどういう理由で調査するのか。
「疑い」について告知して質問し調査するのか。

○政府委員（小野元之君）

法第七十八条の二第一項の、「次の各号の一に該当する疑い」の場合のお尋ねでございますけれども、これは具体的にそういう事例があった場合に、個々具体的のときに判断するしかないと思うのでございますけれども、いずれにいたしましても宗教法人審議会に事前にお諮りをすると。その時点で、こういった事柄があって、そしてこういったことについて報告を求めます、あるいは質問いたしますということは、宗教法人審議会の意見を聞くことはそのとおりでございます。

そして、それを経た上で宗教法人に対してどうするかということでございますが、いずれにいたしましても、報告を求める、あるいは質問をするということでございますから、こういったことについてどうと、この点について例えば第七サティアンがあってこの中にサリンがあるんですかというような、ある程度具体的なことを示さなければ質問もしにくいわけでございます。

したがいまして、常にその理由を告知するということができるかどうかはわからないわけで、個別の事例によらなければならないわけでございますけれども、通常の場合でございますと、なぜそういうことを聞くのかということは宗教法人の側からも聞き返すということは当然あると思うのでございます。そういった意味におきまして、相手方からきちんとした御報告をいただく、あるいはきちんとした回答をいただくというためには、できるだけそういった理由を示すということは望ましいことであろうというふうに考えております。

（平成7年11月29日 参・宗教法人等に関する特別委員会

猪熊重二議員（公明）への答弁）

○ 質問・報告の範囲は決まっているのか

○小野（元）政府委員

この宗教法人に対する質問でございますけれども、七十九条、八十条、八十一条の規定に該当する疑いがある場合に、所轄庁の権限を適正に行使するための基礎となる資料を把握するというものでございます。したがって、具体的にどのようなことを質問するかということにつきましては、個別の、ケース・バイ・ケースで判断すべき事柄だというふうに思うわけでございますけれども、具体的にこの七十九条、八十条、八十一条の規定に該当する疑いがあることを、その点を明確にする範囲に限られるというふうに考えているわけでございます。

○小野（元）政府委員

質問を行いますのは、原則として宗教上の活動に関連のない事項、あるいは公益に反している場合の事項、そういったものに限られるというふうに思うわけでございます。

ただ、解散命令請求については、著しく公益を侵害しているということがございますので、著しく公益を侵害しているような事態については、事柄によっては宗教上の中身に入る場合もあり得るというふうに思います。

（平成7年11月2日 衆・宗教法人等に関する特別委員会

与謝野馨議員（自民）への答弁）